

薫風新都「和」で織りなす 美しい小城市

# 市報 おぎ



Vol.38



Photo「祇園川沿いの菜の花(三日月町)」

2008  
4  
April

4月1日から市役所の組織を改編しました…………… 2

こんにちは！市役所です……………	3～13
まちの話題……………	14、15
健康コーナー……………	16
暮らしの生活情報……………	17
情報いろいろ……………	18、19

# 4月1日から市役所の組織を改編しました

市では、4月1日、組織の一部を改め、新しい体制で業務を行っています。今回の組織改編の主なものをお知らせします。

【問合せ】 総務課 人事給与係 63-8818

## 組織の改編（改編のあった部署のみ）

	部	課	係	備考
市長部局	総務部	総務課	秘書係	秘書広報課から秘書業務
		財政課	行政改革推進係	企画課から移管
		企画課	企画振興係	秘書広報課から広報公聴業務
			情報政策係	情報政策課を企画課に統合
		本庁舎移行推進課	本庁舎移行推進係	課・係の新設
	市民部	市民課	小城庁舎総合窓口係	総合窓口課と統合
			三日月庁舎総合窓口係	
			牛津庁舎総合窓口係	
			芦刈庁舎総合窓口係	
		税務課	固定資産係	係の新設
		収納対策課	収納対策係	課・係の新設
	産業建設部	国保年金課	後期高齢者医療係	老人医療係の変更
		農林水産課	農林水産係	農産係と水産林務係を統合
農村整備課			整備係	農村整備係の変更
市民病院	事務局	管理係	農村計画係と施設管理係と統合	
		庶務係	医事企画係は廃止	
教育委員会	学校教育課	学事係	学校教育係の変更	
		指導係	係の新設	
		給食センター係	給食係の変更	
	文化課	小城図書館係	文化課と統合	
		三日月図書館係		

### ■総務部

#### 【総務課】

秘書広報課で行っていた市長、副市長の秘書業務等の業務を秘書係で行います。

の収納対策を関係課と連携して行います。  
電話番号 73-8810

#### 【財政課】

企画課にあった行政改革推進係を財政課に設置しました。

【国保年金課】  
4月1日からの後期高齢者医療制度の開始に伴い、老人医療係を後期高齢者医療係と変更しました。

#### 【企画課】

情報政策課と統合し、情報政策係を設置するとともに、企画振興係が秘書広報課で行っていた広報公聴業務を行います。

### ■産業建設部

#### 【農林水産課】

農産係と水産林務係を統合し、農林水産係を設置しました。

#### 【本庁舎移行推進課（新設）】

これまで企画課にあった本庁舎準備室を本庁舎移行推進課としました。  
電話番号 63-8801

#### 【農村整備課】

農村計画係と施設管理係を統合し、管理係とし、農村整備係を整備係に変更しました。

### ■市民部

#### 【市民課】

総合窓口課と統合しました。各庁舎の総合窓口係は、これまでどおりの業務を行います。

【市民病院事務局】  
医事企画係を廃止し、業務は庶務係で行います。

#### 【税務課】

固定資産係を設置しました。

【学校教育課】  
学校教育係を学事係とし、指導係を新設しました。また、給食係を給食センター係に変更しました。

#### 【収納対策課（新設）】

収納対策課は、税の徴収強化及び住宅使用料、保育料等

#### 【文化課】

小城図書館係、三日月図書館係を、文化課に統合しました。

# 小城本町通り建築協定が認可されました。

（和風作りで統一された街並みを整備し、魅力ある個性的なまちづくりに取り組まれています）

18年から建築協定の締結に向けて取り組まれている小城本町開発組合の「小城本町通り建築協定」が佐賀県から認可されました。

今回は、建築協定の認可までの取り組みと建築協定の主な内容について紹介します。

## 建築協定の取組み

小城本町開発組合は、18年度から佐賀県の「まちづくり活動支援事業」を活用され、建築協定の締結に

向けて検討をされてきました。主な活動は、専門家による助言や勉強会、先進事例の視察、建築協定ガイドブックの作成です。

19年度は、ガイドブックを活用しながら説明会を開催し、関係者の合意形成に向けて取り組まれ、小城本町通りの一部で「小城本町通り建築協定」の締結が行われ、昨年11月に市へ建築協定認可申請書が提出されました。

その後、公告・縦覧、公聴会を経

て、佐賀県から3月3日に認可、14日に公告されました。今後は、建物の新築及び改築時において和風作りで統一した街並み整備に取り組まれます。

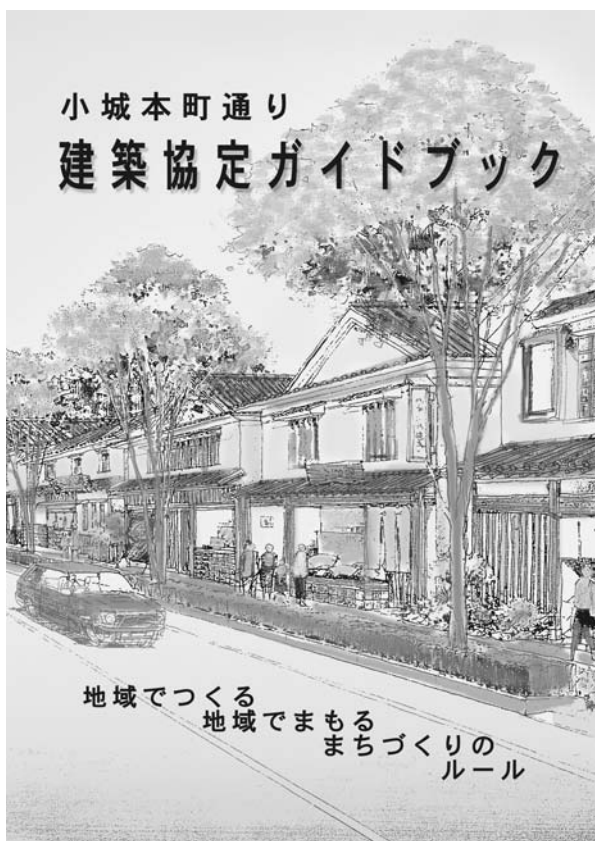
## 建築協定の内容

小城本町通り建築協定の特徴は、和風作りで統一されることです。建築協定では、建物の敷地、構造、用途、形態、意匠、建築設備に関する基準を定めてあります。主な内容として、前面道路に面した建築物の外観は、和風の切妻、寄棟、数寄屋作りで統一。外壁は白、ベージュを基

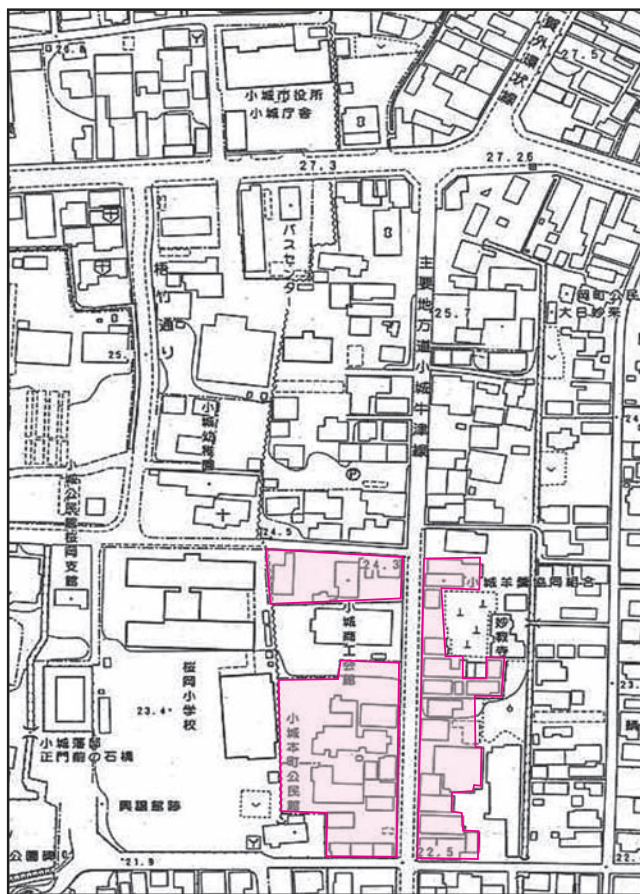
本とした漆喰の白壁をイメージしたものです。建築設備は、化粧屋根等で景観に配慮するようになっており、ガイドブックのイメージ図のような街並み整備を目指されています。建築協定書については、市まちづくり推進課で縦覧できます。

建築協定区域内で建築等を行う場合は、小城本町通り建築協定委員会（☎73-4111（小城商工会議所内））の許可が必要になりますので事前にご相談ください。

【問合せ】まちづくり推進課（芦刈庁舎） 担当 田中 ☎63-8826



建築協定ガイドブック（和風作りのイメージ図）



■ 建築協定区域（小城本町開発組合2ブロック）

## 中心市街地再生へチャレンジ!

### 小城市は中心市街地活性化プランづくりに取り組んでいます



「中心市街地の商店街は寂れて、シャッター通りになってしまおうたばってん、最近は駐車場も広がら外シヨッピングセンターにしかならんけん、自分には関係なかけどね。」

今更商店街の活性化に税金ばつぎ込むよい、もっと他に役立つ使い道があるんじゃないかですかね?」という声を耳にします。

今まで中心市街地活性化を中心商店街の活性化と捉えられてきた側面がありますが、中心市街地の問題はそれほど浅い問題ではないようです。

もちろん商業の活性化は必要なことです。しかし、それだけで中心市街地の活性化ができるものではないかもしれません。まさに活力があり、輝いていたときには、中心商店街も生き生きとしていました。まちと商店街はお互いが原因になり結果となって支えあっていました。とすれば、今、商店街が疲弊しているのは、まちそのものが弱ってきているためではないでしょうか。

中心市街地は、住む人、商う人、働く人など様々な人が市民活動、商

業・経済活動、文化活動などを行う大切な場所としての役割を担ってきた「まちの顔」と呼べる場所です。それは人間の健康度が顔に表れるように、都市(まち)の活力を映し出すものです。

### ■人口減少社会を迎え、まちづくり三法が改正

平成18年に改正されたまちづくり三法(中心市街地活性化法、都市計画法、大店立地法)では、無秩序な郊外開発を抑制し、中心市街地のにぎわいづくりを後押しする仕組みが作られました。

少子高齢・人口減少社会を迎え、過度に自動車に依存するのではなく、高齢者を含む多くの人が歩いて暮らせるヒューマンスケールの都市づくり、いわゆる「集約型のまちづくり」を焦点に検討がなされました。

### ■まちの顔が消えてもいいのですか?

私達は自動車を利用した生活スタイルをにわかに変えることは難しいことです。だからと言って中心市街地の衰退・空洞化をそのまま放置していいことにはなりません。

人口減少社会の中で、少子高齢化が進むことは避けて通ることはできないでしょう。また、日本の経済規模も縮小していきます。

このまま自動車利用を前提とした開発拡大型のまちづくりを続けるのか、それとも人間優先のまちづくりへ変えていくのか?よく考え判断しなければなりません。これからは自動車依存の生活を少し見直し、環境へも配慮をすることが必要です。人々が集い、生き生きと生活できる人間サイズの「集約型のまちづくり」の重要性を市民の多くの方に理解して頂くことが必要だと考えています。

本市でも中心市街地の空洞化が進んでいます。このまま放置すれば、長い年月をかけて文化、伝統を育み、古くからの商業、業務など様々な機

能を担い、かつ社会資本が蓄積された「まちの顔」と呼べる場所が消えてしまいかねません。

また、中心市街地が住みにくい、元気のないまちになれば、その周辺にも悪影響を与えていきます。

### ■本市の中心市街地は

合併した小城市の市街地は、JR小城市北側とJR牛津駅周辺に主として形成されています。今回は※都市機能や人口の集積状況、空洞化の進行状況等、法で定める要件に最も該当するJR小城市北側の城下町のまち割りを基本とした市街地(約100ha)を中心市街地として活性化計画の策定を行っています。20年度中に計画策定を終え、国へ法に基づき認定申請をしたいと考えています。

### 中心市街地活性化基本計画策定検討委員会がスタート!

2月8日、商工会議所やまちづくり団体、地縁団体(自治会、PTA等)、佐賀大学教授ら18人の委員で組織する中心市街地活性化基本計画策定検討委員会の第1回会議が開催され、活性化への検討がスタートしました。

次回の委員会は4月11日(金)を予定しております。会議は公開ですので自由に傍聴できます。



▲小城本町通り

小城の中心市街地では人口や商店数も減少し、風情ある建築物なども失われつつあります。

※都市機能とは・・・行政、商業・業務、交通、教育・文化、医療・福祉等の公共施設など

皆さんの疑問にお答えします！

**中心市街地活性化に関するQ&A**

**Q 中心市街地とは？**

**A** 都市の中心の市街地であって、「相当数の小売商業者が集積、都市機能が相当程度集積しており市町村の中心としての役割を果たしている」など、法に定めるいくつかの要件に該当する区域を言います。（中心市街地活性化法第2条）

**Q なぜ中心市街地だけ？**

**A** 中心市街地はいろいろな意味において、地域経済の発展や豊かな生活の実現に大切な役割を果たし、まちの活力や個性を代表する「顔」とも言うべき場所です。時代のニーズに対応した「人が住み・育ち・学び・働き・交流する場」として、まずは中心市街地を再生することにより、市全体の再構築と地域経済の振興を図ります。

**Q なぜ今、活性化が必要？**

**A** 今の小城市の中心市街地は、かつての活気やにぎわいを失っています。このまま放っておくと、まちの中からお店や人などが消えてしまい、治安も悪化し住みにくいまちになってしまいます。また、コミュニティの衰退によって貴重な歴史文化を次代に引き継ぐことができなくなるかもしれません。そんなまちにならないように、今から活性化に着手する必要があります。

**Q 他の区域は？**

**A** 区域については、法に定められた要件を満たす区域を中心市街地として設定しています。他の区域でも住環境整備等必要な事柄は別の事業にて取り組んでいきます。

**Q どうやって活性化する？**

**A** 本計画には、さまざまな活性化方策を検討していきますが、どうすれば「まちの顔」が元気を取り戻すのか、住民の方々、事業者の方々とともにパートナーシップを組んで、これからもっと具体的に検討していきます。

**Q 住民の意見は？**

**A** これまでに実施したアンケートや調査結果、策定検討委員会に参画いただいた住民の方々のご意見などをもとに基本計画を策定していきます。これからも策定検討委員会や市民※ワークショップ等を開催し、住民の方々のご意見をききながら活性化に向けて検討していきます。

**Q 何かをしないといけないの？**

**A** まちを活性化させるためには、市民主体によるまちづくりが必要となります。住民・事業者の方々は、まちづくりに関連するイベントに積極的に参加・協力したり、これまでの自治会や商店街振興組合などの活動をさらに発展させ、積極的にまちづくりに参画することが必要です。

**Q 今までと同じような計画を作ったのでは？**

**A** これまでも活性化に向けた計画がありました。商業面だけ、もしくは整備面だけの計画であったため、一体的に推進することが困難であったと考えられます。今回の中心市街地活性化法により、ソフト・ハード事業を組み合わせて一体的に推進することができるようになります。事業が進めやすくなっています。

**■ 中心市街地活性化担当**

まちづくり推進課（芦刈庁舎）



※ワークショップとは、立場や経験の異なる参加者が、お互いの考えや立場を考え学びあいながら、問題意識を高め、積極的に交流することで、知恵や創意工夫を出し、意見をまとめる手法です。  
みんなで市民主体のまちづくりについて考えましょう！

**『小城市の中心市街地に関するワークショップ』参加者募集！**

**～ 募 集 内 容 ～**

- ◇応募資格
  - ・ 満18歳以上の方
  - ・ 小城市内に住んでいるか、勤務されている方
  - ・ 4月27日（日）と5月25日（日）の両日（予定）に参加可能な方
- ◇応募人員
  - ・ 20人（応募者多数の場合は抽選により選出）
- ◇応募締切
  - ・ 平成20年4月21日（月）
- ◇応募方法
  - ・ 電話又は、任意の様式に必要な事項を記入し、小城市まちづくり推進課までお申し込みください。（郵便・FAX・E-mailでも可）
- ◇必要事項
  - ・ 住所、氏名、性別、連絡先、生年月日、職業（小城市外にお住まいの方は勤務先）
- ◇申込先
  - ・ 小城市役所 まちづくり推進課（芦刈庁舎） 担当 嘉村
  - 〒849-0314 小城市芦刈町三王崎 346 番地 2
  - ☎63-8826 FAX63-8828
  - E-mail : machidukuri@city.ogi.lg.jp

## 協働との出会い ～みなさんとの出会いへ～ (ページ3)

小城市は、市民の皆様と「小城市協働の指針」を策定中です。

協働とは、市民の皆様や社会を構成する多様な団体と行政が、責任と役割分担を相互に自覚し、補完・協力しながら、対等の関係でよりよい地域、社会づくりといった共通の目的を達成するために、連携して活動することです。

### ～お知らせ～

#### 《2月14日(木)、第3回小城市協働の指針 策定懇話会が開催されました。》

第3回の会議では、指針を構成するフレームについて指針に示すべき項目の検討を行いました。

##### (会議風景)



- 「指針はルールとして、市民にも職員にも分かりやすいものとする。」
- 「協働は、手段であることを理解する。」
- 「小城市の各計画において協働で取り組まれないか検証し、各課連携することも必要。」

- 「行政も市民団体も、もっと情報を出しあう」というような意見が交わされました。

協議内容については、ホームページで公表しています。  
なお、次回開催は、今月(4月)を予定しています。

#### 《県民協働を進める意見交換会が 開催されました!!》

去る2月18日(月)に小城市生涯学習センター(ドゥイング三日月)において、県主催により「協働」を進めるためのファシリテーションとは?と題し、ワークショップ形式を取り入れた学習会が開催されました。

##### (研修会風景)



協働を進めることは、お互いの信頼関係の上に成り立つもので互いに理解し、納得し、共感し行動を起こしていくことが重要と示されました。

最後に会議運営のコツとして以下4点をご教示いただきましたのでご紹介します。

(これであなたも会議運営のスペシャリスト!)

- ①始まる前に会議の趣旨・決めるべき項目、ルールを説明すること。
- ②決めること、ルールは模造紙に貼り出す。
- ③人の意見は、とにかくうなずきながら聞く。
- ④反論する場合、相手の話がすべて終わってから反論する。

#### 覚えてほしい! 《協働豆知識》

★**中間支援組織とは?**⇒地域に根づいた活動や課題解決を目指す活動などを行うCSOが必要とする「資金を得るための情報や活動に際し必要な情報など」を紹介したり、個々の活動に助言した「助言」や「相談」など様々なCSO活動を多様な面から支援する民間の組織です。

※CSOとは…市民社会組織の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体といった志縁組織に限らず、婦人会、老人会、PTAといった地域組織・団体も含めて呼称しているものです。



#### ～こんなことから生まれる協働(例)～



【問合せ】企画課 市民協働推進係 担当 森永健一 ☎63-8803

# 小城市芦刈地区

## まちづくり活動の提案を募集します

市では、**小城市芦刈地区**において市民のみなさんが、自主的、主体的に行う創意工夫にあふれたまちづくり活動に対して助成金を交付します。

※この事業は、まちづくり交付金の提案事業として実施しています。

### ①助成内容

- ・助成額 対象経費の80%以内（千円未満切り捨て、上限10万円）
- ・募集团体数 4団体程度



②募集条件 応募できるのは、次の条件をすべて満たす団体です。

- ・構成員が5人以上であること
- ・芦刈地区内に活動の拠点を置き、主に芦刈地区内で活動していること
- ・政治・宗教・営利を目的としないこと

③応募方法 活動計画書や予算書等の書類を提出していただく必要がありますので詳しいことについては、担当係までお問い合わせください。

④応募期限 5月9日（金）

⑤助成の決定 助成の可否と金額については、まちづくり活動助成審査委員会による書類審査等の結果により市が決定します。

【応募・問合せ】 〒849-0314 小城市芦刈町三王崎346番地2 小城市まちづくり推進課（芦刈庁舎）  
担当 谷山・田中 ☎0952-63-8826 FAX0952-63-8829

※平成19年度に、まちづくり活動助成金を活用された事例を紹介します。

### 【助成金活用事例】

事業名	団体名	概要
花いっぱい運動	芦刈町婦人会	芦刈地区の魅力ある居住（生活）空間づくりのため、周辺の清掃活動後に、フラワーポットへの花苗植栽を行い、学校、公共施設等の玄関や通路に設置しました。
よさこい教室の開催	芦刈YASSAI隊	小城市民だけでなく、市外の方も交えた「よさこい教室」を開催し、地域を越えた交流を行いました。
農村カフェの調査研究活動	がばいうまかもんば 広める会	人々がゆったり過ごせるような、やすらぎのある空間づくりを目指して、芦刈らしいカフェのあり方について調査研究を行いました。

# 男女共同参画コーナー

「小城市男女共同参画ネットワーク」では、平成19年度の協働事業としてこんな活動を実践されました。

## 小城市男女共同参画ネットワークとは！

市内で活動されている団体と個人男女を問わず連携を深め、さまざまな社会問題について学習し、誰もが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を推進することを目的として、活動されている団体です。

### 佐賀県男女共同参画推進員・小城市と一緒に事業所訪問をされました

**2月** 18年度に引き続き、市内7つの事業所を訪問し、さくらプランについての説明や、改正男女雇用機会均等法、ワーク・ライフ・バランスなどについてお話を伺いました。



## ネットワーク単独の事業

- 5月** 総会 ドウイング三日月  
記念講演「地域振興は男女共同参画から」  
アバンセ館長 大草 秀幸さん
- 8月** 牛津ロータリークラブに出前講座  
小城市企画課長 伊東 里
- 12月** 牛津産業祭でアンケート調査
- 1月** 会員研修 「男女共同参画と街づくり」  
福岡県男女共同参画センター「あすばる」館長  
中島 玲子さん

## アンケート調査結果

アンケートの回答者は女性が74%、家庭・職場・地域で不平等を感じる人は54%、男性の育児休業取得に賛成は意外に多く64%もありました。子育ては男らしく女らしく育てたいが44%、男は仕事、女は家庭に賛成・やや賛成が51%という結果でした。

## 小城市からお願いした企画運営事業

**9月** ゆるやかなスローワーク

### 第2回小城市男女共同参画フォーラム

テーマ

「ワーク・ライフ・バランス」ってなあーに？

基調講演

大野城まどかぴあ男女平等推進センター所長

林田 スマさん

トーク&トーク

・林田 スマさん

・甲斐 能枝さん（佐賀労働局雇用均等室長）

・江里口秀次（小城市長）

\* さくらプランってどんなもの

\* スローライフ・スローフードの紹介と交流

## 小城市男女共同参画推進補助金を活用して出前講座を開催されました

**7月** 出前講座（1） 芦刈農村環境改善センター

「元気な町は市民力から」トーク&トーク

佐賀市生涯学習課長 馬場三恵子さん

& 小城市生涯学習課長 山口 則幸

**11月** 出前講座（2） 大妙寺（三日月町）

笑説「日本の今を考える」

佐賀市文化会館前館長 貞森比呂志さん

**2月** 出前講座（3） 桜楽館

「DVの現状」トーク&トーク

エッセイスト笠原瑠璃子さん

& アナウンサー副田ひろみさん



小城市男女共同参画ネットワークでは、男女を問わず個人会員を募集されています。

☎66-0204（会長 西岡）

【問合せ】企画課 市民協働推進係（牛津庁舎）

担当 森永（喜）・坂田

☎63-8803 FAX63-8808



春の一斉清掃4月20日(日)

みんなの手で

まちをきれいにしよう！  
市民のみなさまの積極的な参加をお願いします。

【問合せ】生活環境課

生活環境係（小城庁舎）  
担当 川浪  
☎73-8803

環境基本計画の  
答申が行われました

2月29日に第6回環境審議会が開催されました。

今回の会議では、審議会会長の宮島佐賀大学教授から江里口市長へ環境基本計画最終答申が行われました。

この中で、今後は審議会の意見等を尊重し、計画の実現に努められ、小城市の豊かな環境を将来に渡り継承されるよう市長へ要望がありました。また、市長が審議会委員の方々に対して、約1年にわたる熱心な審議と真剣な討議に対するお礼を述べました。今後、環境基本計画については、各市民図書館に設置し、ホームページでも公表していきます。

【問合せ】生活環境課

生活環境係（小城庁舎）  
担当 川浪  
☎73-8803

平成20年4月1日から、小城市の保健福祉センターのうち  
3つの保健福祉センターの利用時間・休館日が変わりました。

平成20年4月から、利用者皆様の利便性の向上と効率的運用を目的に各保健福祉センターの利用時間及び休館日が変更になりました。

利用者皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

【利用時間】※小城・芦刈保健福祉センターは、夜7時まで利用ができるようになりました。

施設名	4月1日から
小城保健福祉センター（桜楽館）	午前10時から午後7時まで利用できます。ただし、水曜日の浴室利用はできません。
牛津保健福祉センター（アイル）	午前10時から午後9時30分まで利用できます。
芦刈保健福祉センター（ひまわり）	午前10時から午後7時まで利用できます。ただし、月曜日の浴室利用はできません。

【休館日】※芦刈保健福祉センターも土・日曜日、休日の利用ができるようになりました。（毎月第4土・日曜日除く）

施設名	4月1日から
小城保健福祉センター（桜楽館）	ア 毎月第2土曜日及びその翌日 イ 12月29日から翌年の1月4日まで
牛津保健福祉センター（アイル）	ア 毎月第2月曜日及びその翌日。ただし、これらの日が休日に当たる場合は、その日以後で最も近い連続する休日でない2日 イ 12月29日から翌年の1月1日まで
芦刈保健福祉センター（ひまわり）	ア 毎月第4土曜日及びその翌日 イ 12月29日から翌年の1月4日まで

問合せ 小城保健福祉センター【桜楽館】 ☎73-7117  
牛津保健福祉センター【アイル】 ☎51-5515  
芦刈保健福祉センター【ひまわり】 ☎66-5566

**標準小作料が改訂されます**

標準小作料が、今年の4月から改訂されます。

この標準小作料については、農地の貸し手・借り手の小作契約の目安となるよう定められたもので、3年に一度改訂をするようになっております。

平成20年度からの標準小作料額を設定するために、協議会を開催し、貸し手・借り手双方の十分な意見を聴き、農

業委員会が決定しました。

これは、あくまでも標準小作料ですので、この金額を基準にして当事者の話し合いで自由に決めることができます。

(ただし、上限は標準小作料の30%です。)

平成20年4月からの標準小作料については、別表のとおりです。

\*標準小作料を算定するための主たる作物は、水稲・麦・大豆です。

農地区域	農地区分	標準小作料額 (10a当り)	
		改訂後	改訂前
小城地区	田 (A地区)	22,000円	25,000円
	田 (B地区)	15,000円	19,000円
	田 (C地区)	5,000円	10,000円
	畑	標準額は定めない	標準額は定めない
三日月地区	田 (A地区)	22,000円	23,000円
	田 (B地区)	15,000円	-
	畑	標準額は定めない	標準額は定めない
牛津地区	田	22,000円	25,000円
	畑	標準額は定めない	3,000円
芦刈地区	田	22,000円	25,000円
	畑	標準額は定めない	5,000円

\*適用年：平成20年産米から \*適用始期：平成20年4月から

\*小城地区の農地区分のA地区は「県道多久〜牛津線及び市道西川〜新川橋線以南の土地基盤整備実施地域」、B地区は「A・C地区以外地域」、C地区は「川内・桑鶴・江里山・石体・焼山・大塚・清水・寒気・本山の地域」です。

\*三日月地区の農地区分のA地区は「B地区以外の地域」、B地区は「県道小城〜牛津線以西で市道石木〜西川線以北の甘木地区（鉾復旧実施地域）及び県道佐賀外環状線以北の織島地区」です。

【問合せ】農業委員会  
農地調整係（芦刈農村環境改善センター内）  
担当 山崎・大久保  
☎ 63-8823  
☎ 63-8823  
FAX 63-8836

**平成20年度小城市戦没者追悼式開催について**

先の大戦において亡くなられた戦没者の方々を追悼し恒久の平和を祈念するため、小城市主催による平成20年度戦没者追悼式を左記の日程で開催します。

日時 4月26日（土）

午前9時30分 受付  
午前10時00分 開式

場所 小城市生涯学習センター  
(ドゥイング三日月)

【問合せ】社会福祉課

地域福祉係（三日月庁舎）  
担当 水田・古賀・桑原  
☎ 73-8825

**「麻しん（はしか）排除に向けた取り組み」**

平成20年4月から5年間の取り組みとして、麻しん風しん混合の定期予防接種対象が現行に加え、第3期（中学1年生相当）と、第4期（高校3年生相当）に拡大されます。対象者へは4月中旬頃に個別通知しますので早めに接種してください。

【問合せ】健康増進課

母子保健係（三日月庁舎）  
担当 南里・友田  
☎ 73-8822

平成20年4月から妊婦  
一般健康診査受診票が  
増えました

市では、妊婦の方の健康維持と経済的負担を軽減するため、妊娠届出時に発行している「妊婦一般健康診査受診票」を2枚から5枚へ増やしました。

この受診票により、病院で行われる血液検査や尿検査等が無料で受診できます。

平成20年3月31日までに妊娠届出をされた方は、従来どおり2枚のままとなりますのでご了承ください。また、35歳以上の方に発行していた「超音波検査受診票」は平成20年3月末で廃止となります。ただし、現在お手持ちの受診票は4月以降も使用できます。（使用できるのは佐賀県、福岡県及び長崎県の医師会に加入している医療機関です。）



【問合せ】健康増進課

母子保健係（三日月庁舎）

担当 友田

☎73-8822

平成20年4月からこども  
の予防接種が市外の  
医療機関でも受けられる  
ようになりました

こどもの予防接種が、佐賀県内の医師会加入の医療機関でも受けられるようになりました。

それに伴い、現在お手持ちの予診票を新しい予診票に交換する必要があります。

健診などで新しい予診票へ随時交換していく予定ですが、市外医療機関で接種される方は、健康増進課（三日月庁舎）又は各保健福祉センターに予診票を準備しておりますので取りに来てください。その際は、母子健康手帳を必ずご持参ください。市内の医療機関には予備の予診票を配布しております。

【問合せ】健康増進課

母子保健係（三日月庁舎）

担当 南里・友田

☎73-8822



障害者の就労支援  
資源物の収集を  
行っています

障害者の就労を支援するために、障害者の通所事業を行う社会福祉法人やNPO法人と協力し、資源物の収集を左記のとおり実施しています。決められた収集日・時間には、いつでも持込むことができます。

《収集日》月曜・火曜・木曜・金曜日（ただし、祝日、8月13日から8月16日まで及び12月29日から1月5日までを除く）

《収集時間》午前9時から午後4時まで

《持込める資源物》

市が毎週水曜日に回収している、ごみ分別カレンダーに掲載された資源物。

☆新聞・チラシ・段ボール・雑誌・本・包装紙・紙箱類・紙パック

☆プラスチック容器・包装プラスチック

☆発泡スチロール・発泡スチロール製トレイ

☆ペットボトル（「PET」

マーク）

☆アルミ缶・スチール缶

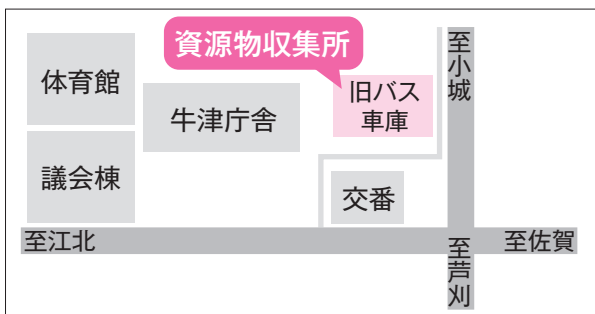
右記の資源物で容器などは、水洗いし、ラベルなどをはがし、分別した物。

《収集場所》

今年度新たに牛津庁舎旧バス車庫（牛津町）での回収を始めました。

小城消防署北分署南側倉庫（小城町）でも引き続き実施しています。

牛津庁舎旧バス車庫案内図



【問合せ】高齢障害福祉課

（三日月庁舎）担当 南里

☎73-8820

## 人権のまどく

## すべての人を大切に

社会教育指導員 清水恵美子

昨年11月、小城市人権ふれあい講演会に、講師でお招きした弁護士三瀬顕さんから、生い立ちをお聞きしました。

子どもの時に両親を亡くされ、他人に預けられて、決して恵まれた環境ではなかったそうです。高校卒業後、必死に夜学に通いながら弁護士を目指し合格したことなど。弁護士になりたての若い頃は、自分の力で成し遂げたと傲慢になっていたが、これまでの人生をふりかえった時に、自分が周りの人たちの支えによって生かされていたことに気づかされ、本当に感謝されたそうです。

その講演の中で、「人権について声を大きく上げることでも大事だが『地域、家庭、夫婦』が仲良くいることは、温かさや平和が広がるからもっと大切なことではないか。」と言われました。その言葉の裏側には、自分の辛い経験があるゆえに、このような、人に対する優しさや近づきやすさとなって伝わった気がします。

わたしたちは、とかく、人の肩書きや見かけに左右されてしまう弱さがあります。それが時には心の扉を閉めて、知らずに相手を傷つけたりする場合があります。何が人を傷つけることになるのか、そんな時、家族や身近な人の中で確かめ合い、どういう行動が望ましいのかを考えることは、自分の人権を守ると同時に、すべての人を大切にできるようになるのではないのでしょうか。

小さな気づきから、小さな一歩から踏み出す意志さえあれば、私たちの人権意識はきっと成長するものと思えます。

## 【問合せ】市民課

人権・同和対策室

(小城市舎)

担当 秋野・円城寺

☎73-8800

## 平成20年度

## 「まちづくり活動支援」

## 事業の募集

佐賀県では、美しく活力ある、いつまでも住み続けたい地域づくりを県民協働で進めるため、地域住民などが地域自らの発想で取り組む意欲的で、地域の街並み景観の形成

や住環境の整備などにつながっていくようなまちづくり活動を募集されます。

## 1 助成対象となる

まちづくり活動等

○助成対象となるまちづくり活動

美しい街並み景観の形成、地域の歴史文化を活かした住環境の形成などに取り組む実践的な活動。

## ○助成対象となる団体

5人以上の地域住民などで構成する団体、自治会、NPO法人など

## ○助成内容

まちづくり活動費を県と市で助成します。(県80%、市20%)

・1団体当たり300万円以内

(300万円はあくまで支援の限度額ですので、活動に必要な額をよく検討のうえ、応募してください。)

・1団体が助成を受けることができる期間は、最長で3年間です。ただし、毎年度応募する必要があります。

## 2 募集について

○募集期間 平成20年4月1日(火曜日)～4月21日(月曜日)(必着)

詳細については、佐賀県ホームページ(トップページ

↓くらしと教育↓交通・県土づくり↓まちづくり↓まちづくり活動支援制度を募集します)又は県建築住宅課(☎251-7165)までお問合せください。

なお、応募にあたっては、市推薦書が必要ですので、応募を予定されている団体等は、市まちづくり推進課に事前にご相談ください。

## 3 小城市内での取組み事例

小城市内では、小城市町開発組合が18、19年度において取り組まれています。主な活動は、建築協定作成、締結のための「建築協定ガイドブック」の作成や専門家のアドバイス、本町界隈の賑わい創出や地元住民の歴史文化に対する意識の向上のための勉強会・アンケートの実施や散策マップの作成、シンポジウムの開催です。

この活動を通じて、本年3月には、小城市町開発組合の一部において建築協定を締結し、佐賀県より認可されました。

## 【問合せ】まちづくり推進課

(芦刈庁舎) 担当 田中

☎63-8826

## 4月1日から後期 高齢者医療制度が はじまりました

### 年金からの特別徴収

年金から保険料が徴収される方には、**4月上旬**に次のような保険料に関する通知が送られてきます。

#### ● 広域連合から

保険料額が決定した事をお知らせする通知書（仮徴収額決定通知書）が送られてきます。

#### ● 市から

特別徴収を開始することをお知らせする通知書（特別徴収開始通知書）が送られてきます。

#### ● 年金保険者（社会保険庁など）

年金の支払額に関する通知書（年金振込み通知書）が送られてきます。その中に年金の支払ごとに差し引かれる後期高齢者医療の保険料額（支払回数割保険料額）が記載されています。

#### ● 普通徴収

年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方については、年金からの徴収は行われません。その場合は**6月**に次のよう

な通知が送られてきます。

#### ● 広域連合から

保険料額が確定したことをお知らせする通知書（保険料額決定通知書）

#### ● 市から

保険料の納付をお願いする通知書（保険料納入通知書）が送られてきます。被保険者の方には納入通知書と一緒に送られてくる納付書や口座振替等の方法で保険料を納付していたいただくこととなります。

#### ● 被用者保険（社会保険・共済等）の被扶養者の方には特別措置があります。

後期高齢者医療制度に加入する直前に、被用者保険（社会保険・共済等）の被扶養者であった方については、後期高齢者医療制度に移行して2年間、被保険者均等割額を半額に軽減します。さらに平成20年度は次の特別措置が取られます。

#### ● 4月から9月までは保険料負担を凍結します。（保険料は徴収されません。）

10月から平成21年3月までは、保険料を**9割軽減**します。保険料は原則として年金から徴収され、10月上旬に保険料に関する通知書（保険料額決定通知書、保険料納入通知書、年金振込み通知書）が送られ

ます。

年金からの徴収が行われな

い方については、納付書や口座振替等の方法で保険料を納付していただくこととなります。この場合も10月上旬に保険料に関する通知書（保険料額決定通知書、保険料納入通知書）が送られてきます。

制度施行直前に被用者保険（社会保険・共済等）の被扶養者になった方

本来、4月から9月までは

保険料は徴収されませんが、事務処理の都合により4月から保険料が徴収されます。しかし、被用者保険の被扶養者であったことを確認次第、特別徴収を中止し、既に徴収した保険料のうち平成20年度中に納めていただく保険料額を超えた額について還付させていただきます。

【問合せ】  
佐賀県後期高齢者広域連合  
64-18476  
または国保年金課（小城庁舎）  
担当 遠江・志波  
73-18802

#### ● 制度施行直前に被用者保険（社会保険・共済等）の被扶養者になった方

【問合せ】  
佐賀県後期高齢者広域連合  
64-18476  
または国保年金課（小城庁舎）  
担当 遠江・志波  
73-18802

#### ● 制度施行直前に被用者保険（社会保険・共済等）の被扶養者になった方

【問合せ】  
佐賀県後期高齢者広域連合  
64-18476  
または国保年金課（小城庁舎）  
担当 遠江・志波  
73-18802

確認してみましよう！

日本に住んでいる20歳以上

60歳未満の全ての人が国民年金の加入者です。  
国民年金の加入者は3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。

**第1号被保険者**  
自営業・農林漁業・無職・アルバイト・学生など  
＜加入手続＞市町村の国民年金窓口

**第2号被保険者**  
厚生年金・共済年金に加入している会社員・公務員など  
＜加入手続＞勤務先

**第3号被保険者**  
第2号被保険者に扶養されている妻（夫）  
＜加入手続＞配偶者の勤務先（保険料）保険料は自分で納める必要はありません。  
国民年金保険料は、配偶者

【問合せ】国保年金課  
（小城庁舎）担当 円城寺  
73-18802

#### ● 国民年金保険料は、配偶者

【問合せ】国保年金課  
（小城庁舎）担当 小石  
73-18802

#### ● 国民年金保険料は、配偶者

【問合せ】国保年金課  
（小城庁舎）担当 小石  
73-18802

の加入している年金制度が負担します。

【問合せ】国保年金課  
（小城庁舎）担当 円城寺  
73-18802

**国保の手続きをお忘れなく**

#### ● 修学中の特例

国保加入者の方で、修学のために住民票を小城市以外に移された方は届出が必要です。  
【手続きに必要なもの】  
・平成20年4月以降の在学証明書又は学生証（合格証明書は不可）  
・認印  
・現在お持ちの国民健康保険証

手続きは済みましたか？  
就職等により、職場の健康保険証（社会保険など）をお持ちの方は、国保の脱会手続きが必要で、自動的に切り替わることはありません。国保も課税されたままです。早めに手続きをしましょう。

【手続きに必要なもの】  
・職場の新しい保険証（扶養者全員分）  
・国民健康保険証  
・認印

【問合せ】国保年金課  
（小城庁舎）担当 小石  
73-18802

【問合せ】国保年金課  
（小城庁舎）担当 小石  
73-18802

【問合せ】国保年金課  
（小城庁舎）担当 小石  
73-18802

# まちの話 題



## 園児が見事なお点前

3月1日、小城幼稚園でひなまつり茶会が行われ、卒園を間近に控えた年長児が保護者に見事なお点前を披露しました。

園では伝統文化に触れてもらおうと週一回、お茶の教室を行っており、毎年この時期に保護者を招いて茶会を開いています。

ひな人形、お軸とお花が飾られた会場では、園児たちが順番に茶筌を使ってお茶をたてて、保護者に振舞っていました。



## もちのように粘り強く



3月5日、晴田支館で卒業を間近に控えた晴田小学校の6年生を対象とした「ぜんざい会」が開かれました。晴田地区青少年の主催で毎年行われているもので、6年生58人が集まりました。

青少年健会長の篠原嘉四郎氏から、「もちのように粘り強い中学生になってください」との激励の言葉の後、ぜんざいを食べました。

ぜんざいを食べた後は、合唱と演奏でお礼をし、みんなで後片付けをしました。

## 新しいコミュニティセンターで子どもクラブの歓迎会

3月8日、二瀬川区コミュニティセンターで、小学校に入学する子どもたちと中学校を卒業する子どもたちを祝う区子どもクラブの歓迎会が開かれました。

二瀬川区コミュニティセンターは、宝くじの普及広報事業である平成19年度コミュニティセンター助成事業を受けて整備されたばかりで、参加した約50人の子どもたちは、新しい木や畳のにおい漂う中、思い思いに交流を深めていました。

今後、本センターが地域の活性化に寄与できるよう活用されることが期待されます。



## 小城市「文化の息吹」町おこし座談会



2月23日、文化活動を生かしたまちづくりを考える「小城市「文化の息吹」町おこし座談会」が小城保健福祉センター「桜楽館」で開催されました。

小城市文化連盟（相浦實会長）の主催で、市内で町おこしに取り組む4人のパネリストが、「小城市で頑張っている人の「夢の話&苦労話」」をテーマに、文化芸術の振興とまちづくり運動の運動について意見を交わしました。

芦刈保育園の園児らによる「ソーラン節」や、地元小学生らでつくる三日月町うたごえクラブの合唱も披露されました。

## 小城市書に親しむ日

3月23日、市内4会場  
「小城市書に親しむ日」と  
題したイベントが開催され、  
あわせて約200人が参加  
しました。

市民に、明治の書聖とい  
われた中林梧竹を生んだ小  
城市に受け継がれてきた書  
の文化に親しんでもらうた  
めに市教育委員会が、市内  
の書の先生方の協力を得て  
主催したものです。

牛津公民館では小城市在  
住の書家富永将暉(まさき)さんの指



導で、長さ100メートル  
の巻紙に参加者が思い思い  
に文字や絵をかきました。  
他の3会場では、参加者が  
好きな文字を書いた凧作り  
に取り組みました。

三日月保健福祉センター  
(ゆめりあ)では、中学生  
5人による書吟も行われ、  
豪快な書に会場から大きな  
拍手が送られました。

なお、牛津公民館の作品  
は、4月15日(火)から20  
日(日)まで牛津公民館2  
階に展示します。

## 八丁ダム周辺に桜を植樹

市内の造園業者等で行く  
る「天山サクラ会」が、3  
月8日、小城市の八丁ダム  
周辺と三日月町の三日月浄  
化センターに桜の苗木を植  
樹しました。

この日は好天に恵まれ、  
汗ばむ陽気となりましたが、  
参加した会員と市民等80人  
は、造園業者の指導を受け  
ながらスコップなどを使っ  
て約80本の苗木を植えまし  
た。

天山サクラ会は、平成17  
年から毎年市内に桜を植え  
ています。

参加者は、名札を付け  
「開花のシーズンが楽しみ  
です。」と話されました。



## 文化財を曳き家 工事で保存 深川家住宅



小城市上町の深川家住宅  
(国登録有形文化財・22世  
紀に残す佐賀県遺産)の保  
存のための曳き家工事が行  
われました。

深川家住宅は江戸時代の  
終りにつくられ、現在まで  
一部改築はありますが、お  
およそ当時の姿を伝える貴  
重な建築物で、小城市内に  
現存する数少ない町屋の一  
つです。今回、住宅に面す  
る県道拡幅工事により、現  
在地から2m程曳き家工事  
を行うことにより保存さ  
れることとなりました。

文化財の建物を曳き家工  
事によって保存する例は珍  
しいということで、3月2  
2日に開催された見学会で  
は、約30人の見学者が作業  
を見守りました。

## ミュージカル収 益金を寄付

1月26日に芦刈文化体育  
館で行われた劇団ふるさと  
きやらばんミュージカル小  
城公演「地震カミナリ火事  
オヤジ」の実行委員会が3  
月14日、公演の収益金を市  
社会福祉協議会に寄付され  
ました。

この公演は、市内全域か  
ら集まったボランティアの  
実行委員が協力して運営さ  
れたものです。

実行委員会委員長の鮎川  
好彦さんから、江里口秀次  
市社協会長に目録が手渡さ  
れました。

この寄付金は、地域福祉  
の充実のために使われます。



## みんなで受けましょう “予防接種” —麻疹（はしか）排除に向けて—

10代～20代の若者の間で、麻疹（はしか）が流行し、多くの学校が休校するという事態が発生しました。これを受けて、日本全体のはしかを排除するための取り組みが始まっています!!

### 《麻疹（はしか）とはどんな病気？》

高熱（微熱の人もいる）とコプリック斑という特徴的な発疹（全身または手足のみ）がみられます。中耳炎・肺炎・脳炎を合併することもあり、**脳炎を発症した人の1000人に1人は死亡している**とても怖い病気です。

### 《感染経路は？》

空気感染：免疫のない人が感染者と20分間同じ部屋にいただけで感染します。  
それは、インフルエンザの6倍以上の強い感染力といわれています。

### 《なぜ若者に麻疹（はしか）が流行しているのでしょうか？》

下記の要因が重なったところに『はしかウイルス』が入り込み発症しやすい状況を作っています。また、若者の行動範囲の広さも流行の原因となっているようです。

- ①予防接種を受けていなかった、また病気にもかからなかった。
- ②予防接種は小さいとき受けたが、免疫ができなかった。（2～3%）
- ③予防接種は受けていたが、だんだん免疫力が下がってきた。（10～20%）

#### 【国際問題です!!】

はしかは日本から輸出されていると思っている国もあるほど、国際的な問題となっています。（事例1：日本から参加のリトルリーグの中から、6人が発症。事例2：修学旅行生、カナダで発症し隔離。）

### 《予防法は？》 予防接種を受けて免疫をつけるしかありません!!

#### 予防接種を受けましょう

予防接種法で受けることができる対象者と接種時期（費用は市が負担します）

生年月日	接種時期	
平成12年4月2日以降生まれ	1期：生後12か月以上24か月未満に1回 2期：小学校就学前の1年間に1回追加	
平成7年4月2日～平成12年4月1日生まれ	3期：中学1年生に相当する年齢の時に1回追加	20年度から5年間の経過措置
平成2年4月2日～平成7年4月1日生まれ	4期：高校3年生に相当する年齢の時に1回追加	

これ以外の方は自己負担となりますが、大学に通学など感染の危険があると思われる人は、早期に接種しましょう。

※2・3・4期は個人通知をいたします。

通知に示された接種方法に従って、受けてください。

※ワクチン：原則 麻疹風疹混合ワクチン

（病気にかかった人が受けても健康被害はありません。）

#### —1回接種ではダメなのですか？—

免疫が低下しているかもしれません。免疫が低下している時に感染したら、接種をしてない人より病気の症状は軽くてすむ（修飾感染）かもしれません。しかし、その人が人に感染させる感染力は、免疫がなくて発症した人と同じく大変強いものです。ワクチンの2回接種で十分な免疫をつけることが、麻疹（はしか）の排除には不可欠です!!

【担当】 健康増進課 母子保健係 保健師 南里 ☎73-8822



# 新聞の強引な 勧誘にご用心！

## 契約は慎重に！

### 相談事例

突然の訪問があり、「お届けものですが」と言われたので、玄関を開けた。すると勧誘員が立っていて「成績が悪いから給料をもらえない、1か月だけでも新聞をとってこないか」と言われた。「別の新聞をとっているから」と断ると「その契約が終わってからでもいいから」としつこく迫られた。

なかなか帰ってくれないので「1年後に1か月だけなら」と言ってしまい、渡された契約書に押印した。勧誘員が帰ってから契約書をよく見たら1か月ではなく6か月分の契約になっていた。納得できないので解約したい。

(60歳代 女性)



### アドバイス

巧みで強引なセールストークにのせられたりして自分の意思がはっきりしないまま、契約してしまうこともあります。

そんなとき、あとで、頭を冷やして考え直すチャンスが**クーリング・オフ**です

### だまされないためのポイント

1. 疑いもなくドアを開けたりしていませんか？ ドアを開けるときは慎重に！
2. 不要な場合は、き然とした態度できっぱり断りましょう！
3. 契約書はきちんと確認しましょう。特に契約する月数は必ず確認し、また、押印も慎重に行いましょう。
4. 契約してしまっても不要であると思った場合は、契約書を受け取った日を含めて、その日から8日以内であれば、クーリング・オフ（無条件解約）ができます。
5. 相談の中には、契約自体には問題ないが、「他の新聞をとるのでやめたい」「代金が支払えなくなるからやめたい」というものもあります。クーリング・オフ期間を過ぎた場合は、原則として、消費者からの一方的な解約はできませんので注意しましょう。

訪問販売・電話勧誘販売・消費者契約などのトラブル

### 消費生活相談を受付けています。

困ったときは早めにご相談ください。

消費生活専門相談員による相談を

毎週月・水・金曜日(10:00～16:00)

電話・面談にてお受けします。

相談専用電話 ☎ 72 - 5667

市民課(小城庁舎) 消費生活相談係 担当 秋野・円城寺

☎73-8800 内線2145



だまされない ともちゃん

困った時は早めに相談!!  
まずは電話で相談してね!

## 普茶料理食事会

江戸時代初期に中国から伝来した黄檗宗(おうばくしゅう)の精進料理が普茶料理です。

- 日時 5月11日(日) 12:00~
- 会場 小城市公民館晴田支館
- 食事券販売 4月14日(月) 8:30~(先着60人)
- 会費 4,000円

### 問合せ・申込み先

小城市観光協会(小城市商工観光課内)  
担当 橋口 小城市小城市町253番地21

☎ 73-8813

## アルミ缶の回収を行います

~限りある資源を生かしましょう~

- と き 4月26日(土) 9:00~11:00
- と ころ 小城市役所小城市庁舎 玄関前  
個人でも団体でも持ってきてください。
- 支 払 当日、代金を支払います。
- ※注意 アルミ缶のみ回収します。  
(スチール缶は回収しません。)

※缶は洗ってよく水切りをし、軽くつぶして透明な袋に入れてご持参ください。

問合せ先 小城市消費者グループ  
代表 東島 ☎ 72-5211

## 舞台にたっぴたい人 メンバー募集



『WARAWANBA隊』は平成12年に結成したミュージカルチームです。歌って、踊るだけのミュージカルではなく、おもしろい佐賀弁を使って「にわか」を取り入れた創作ミュージカル。楽しさバツグンの、誰でも楽しんでもらえるミュージカルなのです。

そんなステージの元気っこ『WARAWANBA隊』に参加してみませんか?

- 対象者 小学校1年生~高校生の男女  
(小城市民に限らない)
  - 練習会場 小城市牛津公民館(変更するときがあります。)
  - 練習日時 毎週水曜日  
17:00~19:00(5月以降)  
(4月は18:00~20:30)
  - 練習内容 演技(にわか)ダンスなど
  - 会費 会費 3,000円/月  
※2人目以降 1,500円/月  
※(財)スポーツ安全協会保険加入(保険料別途)
  - ◆応募、申し込み、問い合わせは下記まで  
見学などもお気軽に練習会場まで!
- 運営主宰: WARAWANBA隊保護者会  
☎ 66-4595 大橋  
後援: 小城市・小城市教育委員会

## 若者自立支援セミナー

「職業ふれあいセミナー」~派遣業・建設業~

- 講師 松尾 和信氏  
株式会社マツオヒューマンネットワーク  
営業部課長  
兼松尾建設株式会社 管理本部 人事部人事課
- 日時 4月17日(木) 14:00~16:00

## 「自分みがきセミナー」

~今!企業が求める人材とは...~

- 講師 中元寺 ゆかり氏  
西日本エリートスタッフ(株)  
佐賀オフィス取締役所長
- 日時 4月24日(木) 14:00~16:00
- 受講料 無料
- 定員 各30人(申し込み順)
- 問合せ・申込み・会場  
(独)雇用・能力開発機構 佐賀センター  
(佐賀市兵庫町若宮、JR伊賀屋駅前)

☎ 0952-26-9498

## 「若者フリースペース」

求人情報、職業訓練などの情報収集、適性、業種(職種)に関する相談など気軽に利用できる若者フリースペースです。

月~金(9時~17時)、佐賀センター2Fにて無料でご利用いただけます。

## スキルアップセミナー 第2弾 子育てグッドコミュニケーション

~親にとっても子どもにとっても大事な子育て。

みんなで楽しくハッピーな子育てのヒントをみつけてみませんか?~

日 時 平成20年4月23日(水)・昼の部 13:30~15:00 ・夜の部 19:00~20:30

(\*昼夜とも講座の内容は同じです。)

場 所 牛津公民館 (受講料 無料)

講 師 大屋 興子さん(こころセラピスト)

◇こんな方にお勧めの講座です。・これから子育てをする方 ・子育て真っ最中の方  
・この講座に少しでも興味をもっていただけたらどなたでも!

定 員 各15名

申し込み・問合せ先 4月21日(月)17時までに電話または窓口まで  
生涯学習課 牛津公民館係 担当 高木 ☎ 63-8813

# 小京都 小城ホタルの里 ウォーク

癒しの道で感じてください！小京都「小城」の歴史と自然

平成20年 5月31日（土） ※雨天決行

〔20kmコース〕 受付11：30～／スタート12：30

〔10km・6kmコース〕

受付13：30～／スタート14：30

スタート、ゴール（3コースとも）

小城保健福祉センター「桜楽館」

## ■参加申込締切 5月19日（月）

5月19日以降も受付を行います、参加者名簿への記載はできません。

## ■参加費

一般 1,500円（当日参加1,800円）

高校生以下 700円（当日参加1,000円）

## ■記念品

大会プログラム、オリジナルグッズなど（完歩された方には完歩証あり）、小城保健福祉センター「桜楽館」入浴券（5月31日のみ20：00まで）



## ■さらに“湯ったり健康” ウォーク

6月1日（日）開催

受付8：30～9：00／スタート9：30

小城保健福祉センター「桜楽館」～小城公園～牛尾梅林～牛津保健福祉センター「アイル」（9km）

ゴール後、牛津保健福祉センター「アイル」からはシャトルバスで小城保健福祉センター「桜楽館」までお送りします。

※6月1日の「さらに“湯ったり健康”ウォーク」のみの参加はできません。

## ■申込方法

郵便振込…参加申込書に必要事項を記入し郵便局へ郵送………参加申込書と参加費を現金書留又は定額小為替で実行委員会へ

直接申込…参加申込書に参加費を添えて事務局へ  
※参加申込書は市役所各庁舎総合窓口等で配布しています。

## ■問合せ

〒845-8501 小城市小城町253-21

小京都「小城」ホタルの里ウォーク実行委員会（商工観光課内） ☎73-8813 FAX73-8814

E-mail/hotaruwalk@city/ogi.lg.jp

## Consultation

### 各種相談

相談名	相談日	場所	時間
健康相談	毎週月曜日	三日月町 ゆめりあ	9：30～11：30
		芦刈町 ひまわり	
	毎週金曜日	小城町 桜楽館	9：30～11：30
		牛津町 アイル	
行政相談 人権相談 心配ごと相談	毎月第1火曜日	芦刈町 ひまわり	13：30～15：30
	毎月第2火曜日	三日月農村環境改善センター	
	毎月第3火曜日	小城町 桜楽館	
	毎月第4火曜日	牛津公民館	
身障者相談	毎月第3金曜日	小城町 桜楽館 相談室	10：00～15：00
	毎月第1月曜日	三日月農村環境改善センター 会議室	9：00～12：00
	毎月第3水曜日	牛津町 ボランティアルーム	10：00～12：00
	毎月第3水曜日	芦刈町 相談室	9：00～12：00
消費生活相談	毎週月・水・金曜日	小城庁舎 消費生活相談室	10：00～16：00

## 住民基本台帳 人のうごき

平成20年3月1日現在（前月比）

人口	>>>	46,794人 (-13)
男	>>>	22,141人 (-14)
女	>>>	24,653人 (+1)
世帯数	>>>	14,608 (+9)

ふるさとの

風景

「桜満開の千葉城址」

シリーズ 32



### 小城市市民憲章

小城市は、秀峰天山と有明の海、田園に恵まれ、伝統、文化、自然と調和のとれた美しいまちです。

私たちは、小城市民であることに誇りと自覚と責任を持ち、平和を願い、未来へ向かって前進するまちを築くため、この憲章を定めます。

- 一 豊かな自然を大切にし、環境にやさしいまちにします。
- 一 歴史と伝統を受け継ぎ、教養を高め、文化を創造するまちにします。
- 一 健やかな心と体をつくり、福祉の充実したまちにします。
- 一 働くことに喜びと誇りを持ち、活力あるまちにします。
- 一 思いやりの心を持ち、認め合い笑顔が輝くまちにします。

(平成19年4月1日制定)